

## 資料編

資料 1	計画策定に関する資料	136
資料 2	区域区分の要否の考察	140
資料 3	用語の説明	154

## 資料 1 計画策定に関する資料

### 1-1

### 綾部市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的な視点から検討を行うため、綾部市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

#### (任期)

第3条 委員の任期は、都市計画マスタープランを策定した日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画担当課において行う。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 この告示は、都市計画マスタープランの策定をもってその効力を失う。

## (1) 綾部市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区分	氏名	任命区分	
委員長	尾上亮介	舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科 教授	学識 経験者
副委員長	井上信治	綾部商工会議所 専務理事	関係団体
委員	安積将明	綾部市自治会連合会 綾部地区自治会連合会長	
	稲場孝子	マーケティングネットワーク夢市場 代表	
	大島幸雄	綾部市農業委員会 会長	
	藤聖子	綾部学習グループ 副会長	
	山下敬史	綾部商工会議所青年部 会長	
	嵯峨根正和	京都府中丹広域振興局企画振興室 室長	関係行政 機関
	豊島正 (岩崎英徳)	京都府中丹東土木事務所企画調整室 室長	

※カッコ内の委員は平成23年度の委員

## (2) 綾部市都市計画マスタープラン策定委員会開催状況

	開催年月日	議 題
第1回	平成23年 11月10日	(1)都市計画マスタープランについて ・都市計画マスタープランとは ・策定スケジュール ・綾部都市計画の現状及び分析 (2)人口等に関する課題と検討方針について (3)市民アンケート調査等について (4)その他 ・区域区分(線引き)の影響等について
第2回	平成24年 2月9日	(1)都市計画マスタープラン(案)について ・第1章 綾部市の現状分析(補充編) ・第2章 市民アンケート調査結果 ・第3章 都市整備上の課題 ・第4章 将来目標の設定 ・第5章 全体構想 5-1 土地利用の方針 5-2 都市施設整備の方針
第3回	平成24年 4月19日	(1)都市計画マスタープラン(案)(第1章~第5章全体構想)について (2)区域区分の要否の考察(案)について
第4回	平成24年 7月6日	(1)都市計画マスタープラン地域別構想(案)について (2)都市計画マスタープラン(案)(中間報告)概要版について (3)都市計画マスタープラン(案)中間報告説明会について
第5回	平成24年 10月25日	(1)中間報告パブリックコメントの意見内容及び市の考え方等について (2)都市計画マスタープラン(案)について (3)第7章実現化方策の検討(案)について
第6回	平成24年 12月19日	(1)都市計画マスタープラン(案)について (2)都市計画マスタープラン(案)の提言について
第7回	平成25年 1月22日	(1)都市計画マスタープラン(案)提言

## (1) 市民アンケート調査

実施期間	平成23年12月9日～平成23年12月24日
調査対象者	市民2,000人(18歳以上、無作為抽出)
実施方法	郵送による配布、回収
回収状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布数 2,000票</li> <li>・回答数 935票</li> <li>・回答率 46.8%</li> </ul>

(2) 綾部市都市計画マスタープラン(案) 中間報告パブリックコメント  
(市民への意見募集)

募集期間	平成24年7月23日～平成24年8月24日
対象者	市内住民、市内事業者、市内事業所勤務者、市内学校在校生など
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料閲覧：市ホームページ 市役所行政情報コーナー又は都市建築課</li> <li>・意見提出：郵便、ファックス、電子メール 都市建築課への提出</li> </ul>
資料	・綾部市都市計画マスタープラン(案)【中間報告】
意見提出者数	8人
意見数	90件

## (3) 綾部市都市計画マスタープラン(案) 中間報告地区別説明会

開催日 ・場所	<p>平成24年7月30日：奥上林地区(林業者等健康管理センター)</p> <p>平成24年7月31日：中上林地区(観光センター)</p> <p>平成24年8月1日：口上林地区(健康ファミリーセンター)</p> <p>平成24年8月2日：山家地区(基幹集落センター)</p> <p>平成24年8月3日：志賀郷地区(志賀郷公民館)</p> <p>平成24年8月6日：物部地区(物部営農指導センター)</p> <p>平成24年8月7日：豊里地区(豊里コミュニティセンター)</p> <p>平成24年8月8日：東八田地区(東八田公民館)</p> <p>平成24年8月9日：西八田地区(農村婦人の家)</p> <p>平成24年8月10日：吉美地区(農業振興センター)</p> <p>平成24年8月21日：中筋地区(ふれあいセンター)</p> <p>平成24年8月22日：綾部地区(市役所委員会室)</p>
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市都市計画マスタープラン(案)【中間報告】</li> <li>・地域別構想(案)【地区対象の地域別構想(案)】</li> </ul>
参加者数	延人数 229人(12地区)

(4) 綾部市都市計画マスタープラン（原案）パブリックコメント  
 （市民への意見募集）

募 集 期 間	平成25年9月17日～平成25年10月4日
対 象 者	市内住民、市内事業者、市内事業所勤務者、市内学校在校生など
募 集 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料閲覧：市ホームページ 市役所行政情報コーナー又は都市建築課</li> <li>・意見提出：郵便、ファックス、電子メール 都市建築課への提出</li> </ul>
資 料	・綾部市都市計画マスタープラン（原案）
意見提出者数	3人（団体）
意 見 数	30件